

## 件名 カンザス州におけるマスク着用の義務付け

### 【ポイント】

11月18日（水）、ケリー知事は、11月25日（水）から、現在マスク着用を義務づけていない郡に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公共の場でのマスク着用を義務付ける行政命令に署名しました。詳細は関連のリンクをご確認下さい。

### 【本文】

11月18日（水）、ケリー知事は、11月25日（水）午前0時1分から、現在マスク着用を義務付けていない郡に対して、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公共の場でのマスクまたはフェースカバー（鼻と口を覆うもの）の着用を義務付ける行政命令に署名しました。本行政命令は、各郡がこの行政命令と同等、または、一層厳しい規定を設けることを可能と規定していますので、お住いの郡の関連情報をご確認ください。

#### 1 着用が義務付けられる対象

- ・全てのカンザス州民（5歳以下の子供、フェースカバー着用ができない健康上の問題がある州民、身体障害者等は対象外）
- ・カンザス州で操業するビジネス関係者（マスク等を着用することによって安全な労働環境が阻害される従業員等は対象外。また、飲食店において隣接するテーブルとの距離が6フィート確保されたテーブルで飲食するグループ客等も対象外）

#### 2 着用が義務付けられる状況の例

- ・公共の場（屋内）、および、その入口に至る列にいる間。
- ・病院、薬局、クリニック等において保健医療サービスを受けている間。
- ・公共交通機関やタクシー等の利用中および利用を待つ間。
- ・公共の場（屋外）において、6フィートの社会的距離の確保が困難な場合。
- ・職場、作業場、店舗、6フィートの距離が確保できない従業員用スペース等にいる間（なお、店舗においては、来客にマスク着用を求める義務がビジネス関係者に課せられています。）

本行政命令の詳細については、以下をご参照ください。

<https://governor.kansas.gov/wp-content/uploads/2020/11/EO-20-68-Face-Coverings-protocol-Executed-1.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として、引き続き外出時におけるマスクの着用、社

会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。